

宮古島市第4次障がい者計画及び第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画
策定業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 プロポーザルの目的

当該事業に係る企画提案を求め、各提案事業所の提案内容等を総合的に比較し、最も適した事業所を選考するため、公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の内容

(1) 宮古島市第4次障がい者計画及び第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画策定業務

(2) 業務内容

別紙「宮古島市第4次障がい者計画及び第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画策定業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間 契約締結の日から令和9年3月24日まで

(4) 提案上限額 委託料 7,733,000円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）。

※上記金額を超える提案は無効とする。

3 参加資格

(1) 参加申込み日において、沖縄県内に本社、若しくは支店又は営業所のいずれかを置いている法人であること。

(2) 参加申込み日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 参加申込み日において、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更正又は再生手続きを行っていない者。

(4) 参加申込み日において、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続きの開始の申立を行っていない者。

(5) 過去に、市町村障害者福祉計画に係わる業務を受託し、完了した実績を有する者。

(6) 宮古島市暴力団排除条例第2条の暴力団及び暴力団員に該当しないこと。また、第5条に関わる責務を果たせること。

(7) 参加の申込み日において、国税、都道府県税並びに市町村税を滞納していない者であること。

4 プロポーザルに係る日程

参加表明受付期間 令和8年4月6日（月）～令和8年4月24日（金）17:15必着

質問書の受付 令和8年4月6日（月）～令和8年4月13日（月）17:15必着

質問の回答 令和8年4月15日（水）

企画書の提出 令和8年4月6日（月）～令和8年4月24日（金）17:15必着

審査会 令和8年5月7日（木）

審査会結果通知 令和8年5月中旬

5 提出書類（正本1部、副本8部を提出すること）

番号	書類名	提出上の注意
①	参加表明書（様式1）	参加申し込み時点で提出すること
②	企画提案書（任意様式）	ア.会社概要 イ.業務実績（福祉関連計画） ウ.業務体制 エ.計画等に関する考え方 オ.工程表
③	見積書（任意様式）	消費税を含む金額を記載するとともに内訳(人件費、直接経費、一般管理費等)について、積算根拠を詳細に記載すること
④	登記事項証明書又は登記簿謄本	発行後3ヶ月以内のもの
⑤	納税証明書	発行後30日以内のもの

6 書類等の提出期間及び提出方法

(1) 参加表明書

①提出期間

令和8年4月6日（月）～令和8年4月24日（金）17:15 必着

②提出方法

持参及び郵送にて事務局へ提出すること。

(2) 質問及び回答

①提出方法

質問票（様式2）を電子メールにて提出。

②提出期間

令和8年4月6日（月）～令和8年4月13日（月）17:15 まで

③回答方法

令和8年4月15日（水）までにホームページにて掲載。

(3) 企画提案書

①提出期間

令和8年4月6日（月）～令和8年4月24日（金）17:15 まで

②提出方法

持参及び郵送（配達証明書等、到着日時の記録が残るものを使用すること）により事務局へ提出すること。

(4) 提出先

〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里1140番地

宮古島市福祉部障がい福祉課 基幹相談支援センター

TEL: 0980-73-1975 FAX: 0980-79-7832 Mail: fs.syougai@city.miyakojima.lg.jp

7 選定及び審査

提出書類及びプレゼンテーションを元に、宮古島市第4次障がい者計画及び第8期障がい福祉

計画・第4期障がい児福祉計画策定業務受託候補者プロポーザル選定委員会において審査し、契約候補者を選定する。

(1) 実施日

令和8年5月7日(木) 午後1時30分開始

(2) 実施場所

宮古島市役所3階会議室①

(3) 所要時間

1事業者につき25分以内(提案15分 質疑10分)

8 選定方法

(1) 委員会において高い評価をした者を優先交渉権とし、随意契約の交渉を行う。但しその者と合意に至らなかった場合は、次に評価点の高い者から順に交渉を行う。

(2) 評価が同じ者が2者以上いる場合には、見積書の金額が安価な方を選定する。

(3) 評価及び見積もり額が同じ者が2者以上いる場合はクジ引きで決める。

(4) 企画提案書の審査の着眼点は次のとおりとする。

①本市の現状把握及びその分析の手法

②市民アンケートに係る基礎調査の手法

③国や沖縄県の障害福祉施策の動向の把握、調査、分析の手法

④計画に関する提案について

⑤審議会等における事務局のサポート業務について

⑥人員体制及び計画のスケジュール・進捗管理

9 選定結果通知

(1) 選定結果は、参加申込者に文書にて通知する。

10 契約の締結

(1) 契約内容は、企画提案書に基づき、本市との協議を通じて決定する。

11 留意事項

(1) 提出された企画提案書等は返却しない。

(2) 本プロポーザルに要する経費及び提出に関する経費は、全て提案者が負担するものとする。

(3) 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、すみやかに事務局へ連絡すること。